

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十七号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三百の項中「第三十二条」を「第二十三条」に改める。

附 則

この条例は、令和二年十月一日から施行する。